

京都市告示第564号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成29年2月6日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

| 建造物の名称 | 建造物の所在地 |
|----------|--|
| 河井寛次郎記念館 | 京都市東山区渋谷通本町東入四丁目鐘鋳町568番, 569番 京都市東山区五条坂若宮八幡前下る慈法院庵町577番 |
| 寺田邸 | 京都市上京区樺木町通堀川西入講堂町243番 |

(都市計画局都市景観部景観政策課)